老朽危険空き家除却事業

御坊市内において、老朽化し周辺に危害を及ぼす可能性がある空き家を対象に、除却費用の補助を実施しています。

対
・1年以上空き家となっており、不良度の高い住宅
・所有者または法定相続人（法人は除く）
・市内の建設業者または解体工事業者が請け負う工事

※詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。

補助金額　工事金額の5分の4
※上限80万円

定　先着25人
※申し込みは1人1戸

申・問　建築住宅課
☎0738・23・5521
FAX0738・22・4722

住宅耐震改修事業

建築住宅課では、地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、次の耐震改修事業に対する補助を実施しています。

○木造住宅無料耐震診断
○非木造住宅耐震診断（上限8万9千円）

対　住宅所有者（登記人または納税義務者）

対象となる住宅
次の条件を満たす住宅
・地上階数が2階以下の住宅
・延床面積が200㎡以下の住宅
・木造住宅無料耐震診断については、平成12年5月31日以前に着工された在来軸組工法の住宅
・非木造住宅耐震診断については、昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅

募集戸数
・木造住宅無料耐震診断については、先着30戸
・非木造住宅耐震診断については、先着1戸

○耐震補強設計及び耐震改修工事（上限131万6千円）

対　住宅所有者（登記人または納税義務者）

募集戸数　先着20戸

○耐震ベッド・耐震シェルター設置工事（上限26万6千円）

対　住宅所有者（登記人または納税義務者）

募集件数　1件

○耐震性のある住宅等への住み替えに伴う既存住宅の除却補助（上限50万）

募集戸数　先着5戸

詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。

問　建築住宅課
☎0738・23・5521
FAX0738・22・4722

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

看板などの屋外広告物は、無秩序に設置されてしまうと街の景観を損ね、風雨により劣化すると、落下や倒壊といった事故に繋がります。

市では和歌山県屋外広告物条例に基づき、景観保全と事故防止のために屋外広告物の設置許可、管理を義務付けています。条例に沿った適正な設置、管理をお願いします。

問　都市建設課
☎0738・23・5512
FAX0738・24・1306

緑の募金活動のお礼

令和7年度の緑の募金は各自治会を通じて多くの市民の皆様からご協力をいただき、総額52万2,413円となりました。

この募金は、公益財団法人和歌山県緑化推進会を通じて森林整備や緑化の推進に活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

問　産業振興課
☎0738・23・5510
FAX0738・22・4120

斎場からのお願い お供え物の持込は禁止です

毎年、お盆になると、斎場にお供え物が持ち込まれることがあり、処理に困っています。

斎場は、火葬業務を行うところです。お供え物の持ち込みはできませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

問　市民環境課
☎0738・23・5500
FAX0738・24・3255

情報ステーション

不燃・大型ごみを出す日

◇**資源ごみ**
5日（第1火曜日）
◇**小型プラスチックごみ**
12日（第2火曜日）
◇**燃えないごみ**
19日（第3火曜日）
◇**燃える大型ごみ**
26日（第4火曜日）
☆ライターは中身を使い切り、ガスを抜いてから燃えないごみとして出してください。

御坊広域清掃センター「直接持込」

◇**平日**
8：00～11：45
12：45～16：00
◇**休日【8月24日(日)】**
8：00～11：30
搬入許可申請書が必要です。

入手方法
・HP（御坊広域行政事務組合、市役所）
・窓口
（御坊広域清掃センター、市役所、市民サービスコーナー(名田)）

市民環境課

☎0738-23-5500
FAX0738-24-3255

クリーン大作戦ごぼう

日時　8月24日（日）
7：30～10：00
小雨決行
（大雨の場合は中止）
※決められた集積場所まで運んでください。

清掃範囲
各町内会（区）の道路等に散乱している空缶・空瓶・ペットボトル
※家庭のごみは、絶対に出さないでください。

問　総務課
☎0738-23-5516
FAX0738-32-2324

問 問い合わせ　申 申し込み　時 日時　締 締め切り